

著作権および隣接権に関する法律

第1章 総則

第1条

本法律は、著作物および文化創作物、実演、レコード、放送事業者の発信に関し、著作者の権利およびこれに隣接する権利を定め、これらの文化創作物の公正かつ正当な利用を確保しつつ、著作者の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

第2条

本法律において、主たる用語は、下記に掲げる語義を有するものとする。

- a- 「**著作物**」とは、思想や感情が創作的な方法で表現された文学、科学、芸術、音楽の分野における創作物を意味する。
- b- 「**著作者**」とは、著作物を創出した人物を意味する。
- c- 「**実演**」とは、舞踊、音楽演奏、歌唱、またはその他の方法で、芸術作品、伝統、慣習、文学、教育および科学作品の伝達を舞台上で行う行為を意味する。
- d- 「**口演**」とは、話す、読む、および作品を朗読する等の口頭表現を意味する。
- e- 「**実演家**」とは、実演芸術家、舞踊家、音楽家、歌手、またはその他の実演を行う人物を意味する。
- f- 「**データベース**」とは、情報、記事、数値、および図形の集合体であって、当該情報がコンピュータによって検索できるように体系的に構築されたものを意味する。
- g- 「**視聴覚著作物**」とは、動きを感じさせる一連の連結画像で構成された著作物であって、音声が付属していれば視聴共に可能となる著作物を意味する。
- h- 「**放送**」とは、ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ、および衛星を介して、音声、画像、文書、およびその他のメッセージを伝達することを意味する。
- i- 「**公衆送信**」とは、有線や無線による影像・音声（またはその両方）、著作物、実演、レコード、または放送の送信であって、当該影像・音声を同一の時間・場所で受信可能であるか、または個別に選択する別々の時間・場所で受信可能であるかを問わず、送信源のある場所から遠く離れたその送信がなければ影像・音声の受信不可能な場所にあつて、通常の家族・交友関係の集団以外の人々も受信可能となる方法による送信を意味する。

- j- 「レコード」とは、実演の音声、その他の音声、または音声表現を収録したものであって、映画や他の視聴覚作品に関連して収録される音声以外のものを意味する。
- k- 「レコード製作者」とは、上記 j 項に規定のレコードを製作する人物を意味する。
- l- 「コンピュータプログラム」とは、コンピュータまたは情報処理が可能な電子的手段を介して、何らかの作業や特定の結果を達成するため、機械で読取り可能な方法により、言葉、コード、図式、あるいは他の可能な形式を用いて表現された一連の指示の総計を意味する。
- m- 「複製」とは、何らかの方法や形式で、著作物または音声記録の全部あるいは一部の複製を、一部または複数作成することによって、著作物や音声記録を永久的または暫定的に保管するため、電子記録として作成することを意味する。
- n- 「放送事業者」とは、ラジオ局、テレビ局、および有線テレビ局、または衛星テレビ局を意味する。
- o- 「隣接権」とは、実演家、レコード製作者、および放送事業者の権利を意味する。

第3条

著作者の著作物、実演家の著作物、レコード、および放送事業者による放送を含む下記に掲げる著作物は、本法律に基づき保護を認められるものとする。

1) 著作者の著作物

- a- カンボジア王国の法律に基づいて設立され、カンボジア王国の領土内に本社を有する法人を含めたカンボジア国民、またはカンボジア国内に常居所を有する著作者の著作物。
- b- カンボジア王国で最初に出版された著作物（外国で初版が出版され、初めて公衆送信された日から 30 日以内にカンボジア王国で出版された著作物を含む）。
- c- カンボジア王国内に本社または常居所を有する製作者の視聴覚著作物。
- d- カンボジア王国内に建てられた建築の著作物、およびカンボジア王国に所在する建物またはその他の構造物に組み込まれたその他の芸術著作物。
- e- 国際条約に基づいて、カンボジア王国がその保護を承認する義務を負う著作物。

2) 実演家の著作物

- a- カンボジア国民である実演家。
- b- 実演家はカンボジア国民ではないが、その実演が以下の状況にある実演家。
 - カンボジア領土内で開催されている。
 - 本法律によって保護されるレコードに収録されている。
 - レコードには収録されていないが、本法律の保護資格を有する放送に含まれている。

3) レコード

- a- 製作者がカンボジア国民であるレコード。
- b- 最初にカンボジア王国で収録されたレコード。

c- 最初にカンボジア王国で発表されたレコード。

4) **放送事業者による放送**

a- カンボジア王国内にその本部を有する放送事業者の放送。

b- カンボジア王国に所在する送信者から送信された放送。

本法律の各条項は、カンボジア王国が加盟する何らかの国際条約やその他の国際協定に基づく保護を受ける資格のある実演家、レコード製作者、および放送事業者にも適用するものとする。

**第2章
著作権
第1節
著作物**

第4条

著作者の真に知的な創造である著作物を原著作物と見なすものとする。

第5条

著作物は、どのように公開されようと、たとえ不完全であっても著作者の思想の実現という唯一の事実によって創造される。

第6条

共同著作物とは、その創造が複数の自然人の協力の成果である著作物をいう。

二次的著作物とは、原著作物に基づき翻訳、脚色、または修正して創出された著作物をいう。

集合著作物とは、それを編集、出版、および発表した一名または複数の自然人の名前と指導の下、複数の自然人によって創出された著作物をいう。

第7条

下記に掲げる対象は、本法律第3条の規定に基づいて保護される。

- a- 書籍またはその他の文学、芸術、科学、および教育文書を対象とするあらゆる形態の朗読。
- b- 講義、講演、説法、口頭または記述による弁論およびその他の同様の著作物。
- c- ドラマ著作物または音楽ドラマ。
- d- 現代的または伝統的著作物や民話を脚色した舞踊著作物。
- e- サーカスの実演およびパントマイム。
- f- 歌詞付きまたは歌詞なしの楽曲。
- g- 視聴覚著作物。
- h- 絵画、彫版、彫刻、または他のコラージュの著作物や応用芸術。
- i- 写真著作物、または写真に類似した技術を使って生まれた著作物。
- j- 建築の著作物。
- k- 地図、計画、スケッチ、または地理、地形学、その他の科学に関する著作物。

- l- コンピュータプログラム，およびそれに関する設計手引書。
- m- 手工芸，手作りの繊維製品，またはその他の衣類ファッションにおけるコラージュ著作物の製品。

第8条

翻訳，脚色，編曲，および修正またはその他の著作物改良，または機械で読み取り可能な，またはその他の形式のデータベースの編集を含めた二次的著作物は，本法律によって保護されるものとする。

上記に言及の著作物を保護するに当たっては，当該二次的著作物に組込まれた，または創出に使用された原著作物の保護の権利を毀損してはならない。

第9条

著作物の本来の性質を表す表題は，著作物そのものと同様に，法律によって保護される。

本法律第30条および第31条に基づき，既に保護されない著作物であっても，混乱を招く恐れのある状況下にあつては，何人も，個別化を目的として同一ジャンルの他の著作物に当該著作物の表題を使用してはならない。

第10条

下記に掲げる著作物は，本法律の保護の対象には該当しないものとする。

- a- 憲法，法律，勅令，政令，およびその他の規則。
- b- 省令，決定，証明書，その他国の機関が発行する指示通達。
- c- 裁判所の決定，または裁判所の令状。
- d- 本条上記第a項，第b項，および第cに定める各対象の翻訳。
- e- 著作物中に表現され，記述され，説明され，または具現化された思想，形式，操作方法，概念，原則，発見または単なるデータ。

第2節 著作者

第11条

著作者の権利は，反対の証拠がない限り，その名前によって当該著作物が創出・発表された一名または複数の自然人に帰属する。

第12条

共同著作者は，共同著作物の所有権者であり，その権利を行使するには，全員一致の合意と書面による契約によらねばならない。合意に至らない場合には，共同著作者は，裁判所に申立てをしなければならない。

第13条

公衆送信時，当該著作物中に名前が公表された自然人または法人は，相反する証拠がない限り著作者の権利を付与される。

第14条

変名著作物であれ無名著作物であれ，著作物の著作者は，当該著作物について付与された権利を享受する。

著作者は，市民としての身元を明らかにしない限り，また自身が著作者であることを立証しない限り，著作者の著作者人格権および経済的権利を行使・実施する権限を与えられた出版人または最初に当該著作物を発表した人物が，その代理人になるものとする。出版人または最初に当該著作物を発表した人物は，著作者の身元，筆名，または匿名を特定する契約を締結しなければならない。

変名を用いていた著作者が本名を公開したときは，本条第2項は適用されない。

第15条

視聴覚著作物の知的創造物を創出した一名またはそれ以上の自然人は，当該視聴覚著作物の著作者と見なされる。

相反する証拠を有しない限り，下記に掲げる者を視聴覚著作物の共同著作者とする。

- a- 監督。
- b- 脚本の著作者。
- c- 脚色の著作者。
- d- 話本の著作者。
- e- 歌詞付きまたは歌詞なしの，特に当該著作物のために作られた楽曲の著作者。
- f- アニメ著作物のためのグラフィックアート著作者。

第16条

著作物の著作者は，著作者人格権および経済的権利の第一保持者である。いずれかの自然人，または労働契約および著作物使用契約の枠組みに基づく雇用者である法人の利益のために，著作者が創出した著作物については，上記各契約に相反する別途条項がない限り，当該著作物の経済的権利は雇用者に譲渡されるものとする。

第17条

視聴覚著作物の製作に寄与する目的で締結された視聴覚著作物の共同著作者と製作者間の契約（音楽著作物の著作者を除く）は，当該契約に別途定めのない限り，法律上の推定として，視聴覚著作物の製作者に対する経済的権利の譲渡を含蓄するものとする。但し，共同著作者の寄与が，当該視聴覚著作物の創出とは別に請負われた場合は，共同著作者は，作品の二次使用に応じた経済的権利を保持するものとする。

第3節 著作者の権利

第18条

著作物の著作権は、著作物について、いかなる人物に対しても実施を強制できる独占的権利を享受するものとする。

これらの権利には、著作権人格権および経済的権利が含まれる。

第 19 条

著作権人格権は、永久的、不可譲、差押え不可、および非時効取得の権利である。

著作権人格権は、著作物の死亡により、その遺言に定める条件に基づいて、法定相続人または第三者に譲渡されるものとする。

法定相続人が存在しない場合、本権利は、文化芸術省が代表する行政および国の管理対象とする。

第 20 条

著作権人格権には、下記に掲げる 3 つの特別な事項が含まれる。

- a- 著作権者は、自身の著作物の発表方法・時期、並びに当該発表の運営指針を決定する独占的権利を有する。
- b- 著作権者は、公衆との関係において、自身の名前、作品の表題、および著作物に関する諸権利を享受する。
- c- 著作権者は、自身の名誉や評判を毀損する恐れのある、著作物の内容に対するあらゆる形の歪曲、削除、または改変を阻止する権利を有する。

第 21 条

経済的権利とは、自身の著作物を利用して、複製、公衆送信、および二次的著作物の創出を許諾する著作権者の独占的権利である。

本法律第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、および第 29 条に別途定めのない限り、著作権者は自身で、または他の人物に許可を与えて、下記の行為を実施する独占的権利を有する。

- a- 自身の著作物の外国語への翻訳。
- b- 自身の著作物の脚色および簡易化、または何らかの改変の引き受け。
- c- 視聴覚著作物、レコードに収録された著作物、コンピュータプログラム、データベース、または楽譜形式の音楽著作物の原著作物またはその複製の貸与・公共貸与。
- d- 原著作物、または複製権の所有者が許可する所有権の売却・譲渡の対象になっていない著作物の複製の、売買・貸与による公的流通。
- e- 自身の著作物の複製を国内に輸入。
- f- 著作物の複製。
- g- 著作物の公演。
- h- 著作物の公示。
- i- 著作物の放送。
- j- その他の方法による著作物の公衆送信。

本条上記第 c 項に定める貸与権については、コンピュータプログラムが当該貸与の主たる対象でない場合は、そのコンピュータプログラムには適用されない。

第22条

契約に相反する規定がある場合を除き、一人または複数の従業員が業務の範囲内、または雇用者の指示に従って創出したコンピュータプログラムとその関連文書についての経済的権利は、雇用者の資産であって、雇用者のみが権利を行使できる。

ある人物が他の人物を雇用して、購入契約に基づきコンピュータプログラムを創出させた場合には、同様のことが当てはまるものとする。雇用した人物が、その経済的権利を有する。

第4節 著作者の権利の制限

第23条

自然人による個人利用のための著作物の複製の輸入は、著作者または著作権者の許諾なしに行うことができる。

第24条

出版された著作物の一回限りの私的複製は、自然人が完全に私的利用目的で行うのであれば、著作者または著作権者の許諾なしに行うことができるものとする。

本条前段に定める許可は、下記の物の複製に適用してはならない。

- a- 建築物またはその他の構築物形式による建築の著作物。
- b- 書籍の全部または重要な部分、および楽譜形式の音楽著作物の複写。
- c- デジタル形式のデータベースの全部または重要な部分。
- d- バックアップ用複製以外のコンピュータプログラム。
- e- その複製が、著作物の通常の利用に抵触するか、または著作者・著作権者の正当な利益を不合理に侵害する恐れがある場合の、何らかの著作物。

第25条

著作者は、下記に掲げる行為を禁止できない。

- a- 家族や友人など身近の人々だけで行う無料かつ私的な再演。
- b- 保存または研究目的で、著作物の複製を図書館に保存する手配。
- c- 経済的利益のためでなく、教育目的の著作物の使用。
- d- 著作物をクメール語から少数民族言語に翻訳、またはその逆。

著作者名および著作物の出典が明記されている場合、下記の行為は著作者による禁止の対象にはならない。

- a- 著作物についての分析および短い引用であって、その批評的、論争的、教育的、科学的、および情報提供的な特徴によって正当であることを示す行為。
- b- 新聞・出版による解説を放送すること。
- c- 新聞・テレビ放送を介して公衆に向けられた講演全体または一部の広報。
- d- 原著物に基づく漫画、表現方法、または風刺画。
- e- 公の場所に設置されたグラフィック著作物または塑像著作物の複製（新たに作られる複製の主要部と見なされないことを条件とする）。

第 26 条

いずれかの人物またはその家族の人生に関する実話に基づいた著作物の著作者は、本人または家族の法定相続人から許諾を得なければならない。

第 27 条

著作物の一時的複製については、著作権者の許諾を得た著作物の利用過程の一環として当該複製が行われることを条件に、製作が認められる。

第 28 条

本法律第 21 条の規定に関わらず、著作者の許諾なく、また何らかの報酬を支払うこともなく、合法的に出版された著作物を他の著作物中で引用することは認められる。

引用による複製については、原典に著作者の氏名が示されている場合は、原典名および著作者の氏名を明記することを条件として行わなければならない。また当該引用は、必要とする目的以外のために行ってはならない。

第 29 条

本法律第 21 条の規定に関わらず、下記の行為は許可される。

- a- 書籍または新聞を含めた出版物の挿絵・図版として、または放送により、あるいは教育目的のための視聴覚スクリーンにより、報酬を支払うことなく、正当に出版された著作物を使用すること。これに関して、原典に著作者の氏名が示されている場合は、原典名および著作者の氏名を明記するものとする。
- b- 何らかの個々の記事、新聞・雑誌の記事、または合法的に出版された著作物の短い抜粋を複製すること。この複製は、複写機の使用を条件として作成ことができる。また、当該複製は、直接・間接を問わず商業的利潤追求を目標としない何らかの教育機関が、自身の行う授業や各種試験のためにだけ作成し、また特定の目標に応じた妥当な理由に基づいて作成するものとする。当該複製は、著作者の許諾なく、また何らかの報酬を支払うこともなく作成することができる。但し、著作者の氏名が原典に記されている場合は、当該原典の名称および著作者の氏名を明記しなければならない。

第 5 節 経済的権利の保護期間

第 30 条

経済的権利の保護は、著作物が創出された日より開始される。当該保護は、著作者の存命中、およびその死後 50 年間有効とする。

共同著作物の場合、その経済的権利は、共同著作者の中で最後まで存命した著作者の死亡時、およびその後 50 年間保護されるものとする。

第 31 条

無名著作物または変名著作物として出版された著作物の経済的権利は、著作物が著作権者の許諾を得て最初に出版された年の終り（暦年末）から起算して 75 年間保護される。

上記の著作権者の許諾を得た著作物の出版が、当該著作物の創出後 50 年間行われなかった場合、著作物が公衆に発表された年の終り（暦年末）から 75 年間の保護が起算されるものとする。

上記の著作物の公衆への発表が、当該著作物の創出後 50 年間行われなかった場合、創出がなされた年の終り（暦年末）から 100 年間の保護が起算されるものとする。

上記の保護期間の終了前に、著作者の身元が明らかになるか、または公衆の疑いの余地なく確定した場合、第 30 条の条項が適用される。

共同著作物、視聴覚著作物、または遺作の経済的権利は、当該著作物が最初に出版された年の終り（暦年末）から起算して 75 年間保護される。

上記の出版が、当該著作物の創出後 50 年間行われなかった場合、著作物が公衆に発表された年の終り（暦年末）から 75 年間の保護が起算されるものとする。

上記の著作物の公衆への発表が、当該著作物の創出後 50 年間行われなかった場合、創出がなされた年の終り（暦年末）から 100 年間の保護が起算されるものとする。

第 6 節 経済的権利の譲渡

第 32 条

本法律第 22 条 1 項に定める権利の譲渡は、同条 2 項に定める権利譲渡を含まないものとする。

本条に規定の諸権利の一つについて譲渡または実施許諾を定める契約があるときは、その有効範囲は、当該契約に定める利用条件に限定される。

第 33 条

著作者が死亡した場合は、経済的権利は、著作者の遺言書の定めに基づいて、法定相続人または第三者に譲渡することができる。

法定相続人も遺言書も存在しない場合は、当該権利の管理・運営は、文化芸術省が代表する国の責任となる。

第 7 節 経済的権利の利用

第34条

経済的権利の利用契約は、書面によらなければならない。そうでなければ、当該契約は無効と見なすものとする。著作者または著作権者のみが、契約を無効とする理由を示す権利を有する。

第35条

著作者の権利の利用の譲渡契約は書面によらなければならない。また、当該譲渡契約は、その契約内容、範囲、契約場所、対象、および期間に関して適切な制限を受ける被譲渡権利の各利用分野を個別に明記しなければならない。

第36条

個々の著作者が、自身の個別の著作物を、一つの共同著作物を創設する枠組に寄贈する場合、その個々の著作者は、相反する規定がない限り、当該共同著作物の利用に対して何らかの損害を及ぼさないことを前提として、個別に自身の寄贈著作物を利用することができる。

各共同著作者が創出した著作物の場合、各共同著作者間の合意があれば、これを利用することができる。当該共同著作者が互いに合意に達することができない場合、当該利用については、裁判所の決定によるものとする。

第37条

著作者の著作物の利用権譲渡は、当該権利の全部または一部について実施することができる。著作者は、当該譲渡契約の規定に従って、譲渡による利益を受取るものとする。

第8節 著作物の預託および登録

第38条

全ての著作物は、自動的に保護される。著作者または著作権者は、自身の著作物を文化芸術省に預託することができる。

第39条

著作物は、自発的に文化芸術省に登録することができる。当該登録には、著作者の実名、著作物の最初の発表日、および著作物の創出日、また著作者の権利の記録を登録しなければならない。

第40条

文化芸術省は、登録された著作物の登録証を交付するものとする。登録申請者は、文化芸術省および経済財政省の共同省令に基づいて、登録手数料を支払わなければならない。

第3章 隣接権

第1節 実演家の権利

第41条

実演家は、下記に掲げる行為を許諾または自ら実施する独占的権利を有する。

- a- 自身の実演の放送および公衆送信。但し、実演家が許諾した実演のレコード収録のテレビ放送、または、当該実演を最初に放送した放送事業者の許諾を得た再放送。
- b- 自身の未収録実演のレコード収録。
- c- 自身の実演の収録レコードの複製。
- d- 著作権の売却または譲渡により、それまで実演家の許諾に基づく流通の対象になっていない実演の、最初のレコード収録版を流通させること。
- e- 自身の実演の最初のレコード収録版またはその複製を、公衆に賃貸すること。

別途相反する契約のない限り、実演家は下記に掲げる権利を有する。

- a- いずれかの放送事業者が実演を放送することを許諾すること。その他の放送事業者は、当該実演の放送の許諾を与えられない。
- b- いずれかの放送事業者が実演を放送することを許諾すること。但し、当該放送事業者は、当該実演のレコード収録の許諾を与えられない。

第42条

当該権利の譲渡後も、経済的権利とは別に、実演家は、自身の名を実況実演または収録実演に表記するよう要求する権利を留保する。但し、使用方法の制約により、当該記載を省略する必要がある場合を除く。実演家は、自身の評判を毀損する如何なる実演の変形、削除、またはその他の修正に対しても、抗議権を留保する。

第43条

実演家は、自身の実演の複製および公衆送信が、何らかの催し物の場面、著作物、または視聴覚文書の主題を構成する装飾に使われる場合は、当該複製および公衆送信を禁止することはできない。

第2節 レコード製作者の権利

第44条

レコード製作者は、自身のレコードを記録し、複製し、または公衆送信する独占的権利を有する。

第45条

レコードの全ての複製，販売，取引，賃貸，および公衆送信については，レコード製作者の許諾を得なければならない。

レコード製作者は，自身が許諾した頒布の対象になっていないレコードの原盤または複製を，販売または所有権を譲渡することによって，公衆に頒布する権利を有する。

レコード製作者はまた，公衆送信を目的として自身のレコードの複製を輸入する権利を有する。

第3節 ビデオ製作者の権利

第46条

ビデオ製作者とは，ビデオ制作の実現に向けて，音声付きまたは音声無しの映像の録画に関する指導権と責任を有する自然人または法人をいう。

公衆送信，販売，取引，および賃貸目的のビデオ録画の複製は，全てビデオ製作者の許諾を必要とする。

本条に基づいて承認されたビデオ製作者の権利については，当該ビデオ製品の著作物に組み込まれた著作者の権利と実演家の権利を切り離して譲渡してはならない。

第4節 放送事業者の権利

第47条

放送事業者は，ラジオ局，テレビ局，および有線テレビ局から構成される。これらの事業者は，自身の放送の収録，公衆送信，再放送，録画の再生，放送録画の頒布または最初の賃貸を実施，または実施を許諾する独占的権利を有する。

第48条

販売，賃貸，取引，放送または公衆送信目的の，放送事業者に帰属する放送の録画は，当該事業者の許諾を得なければならない。

第5節 報酬

第49条

何らかのレコードが商業目的で製作されたか，当該レコードの複製が放送その他の公衆送信に直接使用されたか，または公開演奏された場合，使用者は，共同の権利を管理する組織に対して，実演家およびレコード製作者への公正な報酬を一回だけ支払うものとする。

共同の権利を管理する組織とは，省令に定める報酬を管理する義務を負う法人をいう。

第6節 権利の制限

第 50 条

法律第 41 条，第 42 条，第 43 条，第 44 条，第 45 条，第 46 条，第 47 条および第 48 条の規定に関わらず，下記に掲げる行為は，著作権者の許可を得ることなく，また何らかの報酬を支払うことなく，許諾される。

- a- ニュース報道において，実演またはレコードあるいは放送から，短い断片部分を抜粋すること。
- b- 科学的研究のみを目的とする再生。
- c- 教育目的の枠組での再生。但し，元々教育目的のために制作された実演またはレコードを除く。
- d- 実演，レコードまたは放送の伝達から抜粋された短い引用。但し，当該引用が適切な実施に適合し，適正な情報目的と判断された場合。
- e- 本法に基づく複製権によって保護される著作物の，全ての例外的使用。
- f- 催し物，会議，または他の国家的行事開催の全部または一部を実況中継するために，発信局の放送から映像および音声を収録すること。

第 51 条

実演家が，視覚媒体または視聴覚媒体による収録に，自身の実演を組込むことを許諾した場合は，本法律第 41 条の条項は適用しないものとする。

第 52 条

放送事業者が自身のやり方（実演，レコード，または放送）で複写するか複製を作成し，自身の商業広告で当該複写・複製を放送する場合には，第 41 条の条項は適用しないものとする。

本条前項に基づいて実施される全ての行為，著作物の全ての複製・複写は，作成後 6 か月以内に破棄しなければならない。但し，例外として，一個の複製のみ記録保存のために保持することができる。

第 7 節 保護期間

第 53 条

実演家の保護期間は，実演がレコードに収録された年（暦年）の終わりから，または当該収録の記録がない場合は，当該実演が行われた年の終り（暦年末）から起算して 50 年間とする。

レコード製作者の権利保護期間は，レコードが発売された年（暦年）の終わりから，または発売されていない場合は，レコードが収録された年の終り（暦年末）から起算して 50 年間とする。

放送事業者の放送番組の保護期間は，番組が放送された年（暦年）の終わりから起算して 50 年間とする。

第 8 節 権利譲渡

第 54 条

本法律第 32 条，第 33 条，および第 34 条は，実演家，レコード製作者，および放送事業者の権利に適用するものとする。

第 9 節 預託

第 55 条

本法律第 38 条，第 39 条，および第 40 条は，実演家，レコード製作者，および放送事業者の権利に適用するものとする。

第 4 章 権利の共同管理

第 56 条

著作物の著作権および隣接権の所有者は，自身の経済的権利を保護・管理する共同管理組織を設立することができる。

著作権の権利，実演家の権利，レコード製作者の権利，またはビデオ製作者の権利の共同管理組織の設立については，文化芸術省の承認を得なければならない。

放送事業者のラジオ，テレビ，有線テレビによる放送権の共同管理組織を設立するに当たっては，情報省の承認を得なければならない。

第 5 章 紛争および罰則

第 57 条

自身の複製権・隣接権の侵害を被った者または侵害の危険に晒されている者は，誰でも，裁判所に下記事項を申し立てることができる。

- a- 権利侵害の禁止（当該侵害が差し迫った状況にあるとき）。
- b- 被告人による権利侵害の中止（侵害が継続しているとき）。原告は，被告人を損害賠償請求の対象とし，人格権の毀損の是正，また係争中の機器・資材の返却，あるいは当該違法行為に基づく利益の返却を申し立てることができる。

第 58 条

裁判所は，違法な方法で使用された機器，および作成，使用，準備された侵害物，および当該侵害行為に使用され，被告人の所有が判明した機器・侵害物，または本法律の適用によって押収された機器・侵害物の押収・破棄命令を下す権限を有する。

第 59 条

裁判所は，証拠の保全を確保し，特に著作物の無許可の複製を押収するのに必要な全ての暫定措置を講ずる命令を下す権限を有する。

原告は，自身の申立てが裁判所によって事実無根と立証された場合は，被告人に生じた損害に対して責任を負うものとする。

第 60 条

被押収資産の所有者，または被押収機器・侵害物を管理する第三者は，押収後 30 日以内に，当該押収の解除または効力の制限を裁判所に申し立てることができる。

第 61 条

押収後 30 日以内に裁判所に対して不足のない申立てが行われた場合，裁判所は，被押収資産の所有者，または被押収機器・侵害物を管理する第三者の請求に基づいて当該押収を解除することができる。

第 62 条

本法律第 64 条および第 65 条の目的を鑑みて，下記に掲げる行為は違法と見なす。

- a- 何らかの装置または手段を迂回すること，または著作物，レコード，放送の複製の数量を制限すること，あるいは作成された複製の品質を損なうことを目的として，限定的に設計・調節された装置・手段を，販売・賃貸のために製作・輸入すること。
- b- 衛星放送を含めた放送や公衆送信等の暗号化された番組を無許可の人物が受信するのを補助する装置・手段を，販売・賃貸のために製作・輸入すること。
- c- 電子的様式で表示される権利制度に関する全ての情報を著作権者の許可なく隠蔽または改変すること。
- d- 電子的様式で表示される権利制度に関する情報が，既に隠蔽・改変されていることを知った上で，無許可の頒布，放送事業者による放送，公衆送信，または公衆による利用を目的として，著作物や実演，レコードや放送事業者の放送番組を頒布・輸入すること。

「権利制度に関する情報」という表現は，以下に掲げる情報も含む。

- 著作者の身元，著作物の性質，実演家の身元，実演家の性質，レコード製作者の身元，レコードの性質，放送事業者の身元，および放送事業者の性質を明らかにする情報。
- いずれかの人物が，権利所有者の身元，本法律に規定される著作物やその他の作品を利用するに当たっての条件・手続きに関する情報の特性，および上記情報を表記する数字・暗号の特性を知り得る情報。

第 63 条

税関当局は，複製権・隣接権所有者の申立書に基づき，著作権者の見解を認めて，侵害商品の性質を帯びた物品を商品統制の枠組みの中で保留することができる。税関当局は，裁判所，申立人である管轄機関，および当該商品の管理者に対し，自身が当該商品に適用した押収について，遅滞なく通知しなければならない。

本条に相反する関税法下においては，申立人が，商品保留の通知日から起算して 10 就業日以内に，下記に関する何らかの正当な証拠を税関当局に対して立証できなかった場合，この措置は合法的に全面解除することができる。

- 本法律第 59 条に定める裁判所への保留措置の請求。
- 最終責任を負うために必要な保証を構成する裁判所への申立て。

申立人は，自身の申立てが事実無根と立証された場合は，商品の保留によって生じた損害に対して責任を負うものとする。

商標、商号及び不正競争行為に関する法律に明記する国境措置に係る規定は、本条の補足として適用されるものとする。

第 64 条

著作者の権利を侵害する著作物の全ての製作、複製・実演、または公衆送信は、手段が何であれ、本法律に定める通り、法によって処罰を受ける違法行為である。

製作・複製に対する侵害に対しては、6 か月から 12 か月の禁錮刑、および・または 5,000,000 リエルから 25,000,000 リエルの罰金刑に処する。累犯の場合は、二倍の罰を適用する。

複製の侵害行為によって取得した商品を輸出入した場合は、6 か月から 12 か月の禁錮刑、および・または 2,000,000 リエルから 10,000,000 リエルの罰金刑に処する。累犯の場合は、二倍の罰を適用する。

実演・公衆送信に対する侵害に対しては、1 か月から 3 か月の禁錮刑、および・または 1,000,000 リエルから 5,000,000 リエルの罰金刑に処する。複数回の違反行為を犯した場合には、その処罰は、当該違反回数をもって乗ずるものとする。累犯の場合は、従前の全処罰の二倍の罰を適用する。

第 65 条

実演家、レコード製作者、ビデオ製作者、または放送事業者の許諾を得ずに行った著作物の全ての製作または複製は、6 か月から 12 か月の禁錮刑、および・または 5,000,000 リエルから 25,000,000 リエルの罰金刑に処する。累犯の場合は、二倍の罰を適用する。

実演家、レコード製作者、ビデオ製作者、または放送事業者の許諾を得ずに行ったレコード、カセット、またはビデオカセットの輸出入に対しては、1 か月から 3 か月の禁錮刑、および・または 2,000,000 リエルから 10,000,000 リエルの罰金刑に処する。累犯の場合は、二倍の罰を適用する。

実演家、レコード製作者、ビデオ製作者、または放送事業者の許諾を得ずに行き放送事業者が行った放送に対しては、1 か月から 3 か月の禁錮刑、および・または 1,000,000 リエルから 10,000,000 リエルの罰金刑に処する。累犯の場合は、二倍の罰を適用する。

第 66 条

本法律第 64 条および第 65 条に該当する場合には、裁判所は、下記に掲げる決定を下すことができる。

- 侵害行為によって得た収入の全部または一部、および特に当該侵害行為を犯す目的で設置された機器の押収。
- 人格権侵害補償を損なうことなく、複製権・隣接権の所有者に対して、被押収物・機器を返還する命令。
- 被押収物・機器の破棄命令。

第 6 章 国際条約の適用

第 67 条

複製権・隣接権に関する法律について、カンボジア王国が加盟している国際条約の条項を本法律によって処理される事柄に適用するものとする。

本法律の条項と背反する場合は、国際条約の条項が優先するものとする。

第 7 章 経過規定

第 68 条

文化芸術省は、本法律の施行後に、本法律の条項に相反するいかなる使用もこれを直ちに中止する省令を發布するものとする。

本法律第 64 条および第 65 条の罰則規定は、本法律の条項に相反する何らかの既成の利用に対して、本法律の施行の 6 か月後に適用するものとする。

第 8 章 最終規定

第 69 条

本法律の条項に相反するいかなる規定も、無効と見なす。

プノンペン 2003 年 1 月 28 日
ノロドム・ラナリット国会議長署名